

大阪市廃棄物減量等推進審議会

第2回手数料あり方検討部会

平成20年10月14日（火）

大阪市役所 地下1階第9会議室

開 会 午後2時5分

○清原企画担当課長代理

ただいまから大阪市廃棄物減量等推進審議会第2回手数料あり方検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日、司会進行をさせていただきます環境局企画部担当課長代理の清原でございます。

最初に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○清原課長代理

本日の委員の出席状況ですが、部会委員4名のところ、現在、3名の委員のご出席をいただいております。竹内先生におかれましては、先ほどご連絡があり、若干遅れるとのことでございます。現在のところ半数以上の委員の出席がございますので、審議会規則第5条第2項の規定を準用いたしまして、当部会が有効に成立していますことを報告いたします。

それでは、以降の議事進行については村田部会長にお願いしたいと思います。

○村田部会長

雨のところ、大変足元が悪い中で集まっただきまして、ありがとうございます。

報道機関、雑誌社、新聞社、今日は出席されていますでしょうか。

○清原課長代理

日報アイビー様が取材を求めておられますので、許可判断をお願いします。

○村田部会長

写真の撮影その他、どうでしょうか。別にございせんか。

○清原課長代理

写真撮影を求められています。

○村田部会長

それは許可したいと思います、審議の前にはしていただいたらと思います。もし撮られるのでしたら、今、お願いしたいと思います。

それから、竹内先生が来られましたので、全員出席ということで、これから審議会を

開催したいと思います。具体的な内容について、事務局から説明をお願いします。

## ○深津企画担当課長

本日の議事内容につきましてご説明させていただきます。お手元の「第2回手数料あり方検討部会資料」をご覧くださいと思います。

1ページ、第1回部会の整理と第2回部会の論点を書かせていただいております。

第1回の部会では、本市におけるごみ処理手数料の体系や現状について、ご説明いたしますとともに、排出事業者責任の徹底、受益と負担の公平性といった観点から、具体の検討が必要な課題につきまして一定整理を行ったところがございます。それぞれの論点ごとに、私どもの説明、見解の要旨と、それに対します委員の方々からの意見を簡単に要約しております。

第1回部会の整理でございますが、まず論点といたしまして、適正な処理手数料ということがあったかと思えます。私どもは、他都市と比べて処理手数料が低く、処理コストとも乖離している現状をご説明いたしました。それに対して、手数料設定の考え方、特に処理原価+ $\alpha$ 、いわば原価だけに基つかない政策的料金の設定可能性について、地方自治法等の法解釈面からもう少し検討してみる必要があるというご意見があったと思っております。それから、適正な手数料の設定について検討する際には、ごみ減量効果のシミュレーションが絶対に欠かせないというご意見がありました。

2つ目の論点でございますが、無料収集の範囲は、私ども直営収集では、家庭系・事業系の区分を問わず、1日平均排出量10kg未満の事業所は無料としておりますが、排出者責任の観点から、家庭系・事業系の区分の明確化を図った上で、事業系では排出事業者の負担を徹底する方向での検討が必要であるという認識について、私どもからご説明いたしました。これに関しましては、10kg未満の事業所から排出されるごみは事業系ごみの約1割しか占めておらず、その他事業系ごみ全体に対しての手数料の設定をまず検討すべきで、少量の排出事業者に対しての一定の配慮は別途議論すべき内容ではないかというご意見であったと理解しております。

手数料の徴収につきましては、排出者責任の徹底の観点から、排出事業者が直接負担できる徴収方法がいいのではないかとということで、特に他都市で行われております有料指定袋制について、若干のご説明をさせていただいたところがございます。

4つ目の排出量の認定基準でございますが、3分の1比重でごみの容積を重量換算している現行の排出量の認定方法は、実際の重量とかなり相違しておりまして、排出者に

もわかりにくいという認識をお示ししまして、本市における組成分析調査の結果等についても若干ご説明させていただいたところでございます。

その他といたしまして、排出事業者の負担感を緩和する方策も検討すべきということでございまして、たとえ料金改定が行われて、排出事業者の方々にとりまして負担増となった場合であっても、それが形式的な面にとどまるとか、実質負担を減らす方策が別途用意されているといった状況があれば、排出事業者の皆さんの理解も得やすくなるのではないかとご意見であったかと考えております。

ここで一言お断りさせていただきたいのですが、前回の部会で、藤田委員をはじめ複数の方から、実質的な減量効果を求めるということであれば、単に手数料の問題だけを議論するのではなくて、排出事業者の減量努力を促すような別途施策、例えばリサイクルルートの確保といったことを同時に実施する必要があるという非常に重要なご指摘をいただきました。この件に関しましては、現在、先行して進めております本審議会の審議内容とも密接に関連いたしますことから、後日、別の場で資料等もお示ししてご議論いただけたらと考えてございまして、今回ご用意しておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

第2回部会の論点でございますが、適正な処理手数料についてご議論いただければと思っております。一つは手数料額設定の考え方で、第一義的には手数料の法的根拠の確認が必要、それから適正な手数料水準がどういったものかという議論があるかと考えております。なお、ここには括弧書きで「原価主義」と書いてありますが、これは料金を設定する場合の一つの考え方でございまして、要はどのような考え方で手数料の水準を設定していけばよいのかについてご意見を賜ればと考えております。

もう1点、原価についての検討でございますが、本市におけます原価の算定方法、他都市の状況、ごみの減量効果の試算といったことでございます。これについても後ほどご説明させていただきたいと考えております。

なお、今回の資料作成に当たりましては、竹内先生から様々なご助言をいただいたところでございまして、この場をお借りいたしましてお礼申し上げる次第でございます。

今回、適正な処理手数料をご議論いただくということで、2ページ以降を用意しておりますので、松本担当課長からご説明させていただきます。

#### ○松本収集輸送効率化担当課長

資料2ページ以降につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、ごみ処理手数料の法的根拠ですが、前回の部会で口頭で説明させていただきましたが、改めて根拠法令等につきまして説明をさせていただきます。

地方自治法の関係で、「第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」というふうに、手数料金額の設定について、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定めるべきといった理解がされております。また、分担金等に関する規則及び罰則は第228条になりますけれども、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」となっております。

これと関連いたしまして、排出者責任とのかかわりにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「事業者の責務」ということで、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」。また、循環型社会形成推進基本法の中では、「循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する」ということで、こういったことを勘案しますと、排出事業者責任として応分の費用負担を求めるべきではないかと考えられるところであります。

こうした観点から、ごみ手数料の設定につきましては、役務の提供から受ける利益、減量の効果を勘案して設定することが望ましいと考えております。

次に、3ページ、ごみ処理原価の構成要素。本市のごみ処理原価を計算いたします場合、直接原価と間接原価を加味して考えております。

まず、直接原価といたしましては、人件費（給料・諸手当、退職給付引当金相当額）、物件費（建物、機械設備、自動車等の購入にかかる単年度経費については除外し、物品購入費、維持管理費等事業に要した経費）、減価償却費（環境事業センター、焼却工場等の建物、機械設備、収集車等の機材にかかる経費）、公債利子、それから控除費。控除費につきましては、手数料収入は考慮しておりませんが、売電収入、資源売却収入、それから国庫補助金といったものを計上するという形をとっております。

間接原価は、総務部門におけます人件費及び物件費を管理部門経費として考えております。

こういったごみ処理原価をごみ処理手数料の基準とする場合、直接的な経費のみを対象とするのか、もしくは管理部門にかかる経費まで含むフルコストを反映させるのが課題であろうと考えております。

4ページ、平成19年度の決算見込額を想定いたしまして、19年度のごみ処理経費、トンあたりを原価計算する資料として出させていただきます。

まず、一番左側は、先ほどご説明しました直接原価並びに間接原価に基づいて計算いたしました普通ごみの収集輸送経費でございます。人件費、物件費、減価償却費、公債利子、控除費、それから管理部門経費をそれぞれ計算いたしております。最下段に処理量を書いておりますが、これは19年度の収集実績を表示いたしております。収集輸送では48万 8,363.2 tで、家庭系ごみの収集量をあげております。これに基づきまして、例えば人件費は 111億 8,107万 1,000円で、これを48万 8,363 tで割りまして、tあたりの人件費の原価は2万 2,895円となっております。以下、物件費、減価償却費、公債利子、控除費、それから管理部門経費をそれぞれ計算いたしまして、tあたり原価合計は2万 5,831円となっております。右側の割合は、tあたりの原価に占めますそれぞれの割合ということで、人件費が88.4%と、ほとんどが人件費という状況になっております。

それから、中間処理・処分は右側の欄ですけれども、これにつきましては焼却、破碎、埋立といった3点に分けて計算をいたしております。19年度の決算見込額並びに19年度の処理実績をもとに、焼却につきましては161万 7,489 tで、事業系、家庭系のすべてのごみの焼却を行っておりますので、それを処理量といたしております。人件費は67億 2,239万 9,000円で、以下物件費等計算をいたしまして、1 tあたりの合計金額は1万 722円となっております。割合につきましては、工場等建物の設備が非常に高くつくということもございまして、結果的には減価償却費が38.4%で、1万 722円に占める割合としては非常に高くなっているところでございます。

中間処理・処分の破碎ですが、破碎処理を行いましたすべての19年度の処理量並びに決算見込額を計算いたしております。人件費が3億 2,513万 6,000円、tあたりの原価は1万 224円という計算になっております。この場合の割合は、結果的には人件費が半分以上で52.6%を占めております。

埋立につきましても、同じように19年度実績、決算見込額をベースとして計算をいたしております。物件費が14億 2,893万 3,000円で、他に比べまして非常に大きな金額になっております。割合といたしましても89.4%ですが、これは委託をいたしまして、人件費等がこちらのほうに回っているということで、基本的にはほかの処理や収集輸送と変わりなく人件費が非常に大きな金額でありますけれども、ここでは環境事業協会へ委

託したという経緯がございまして、委託費が89.4%という形になっております。合計金額、tあたりの原価は4,870円となっております。

5ページは、平成19年度のごみ処理原価です。4ページを参照の上、19年度決算見込額をベースとして、普通ごみの処理原価を計算いたしております。

まず、収集輸送につきましては、直接原価と間接原価合計がtあたり2万5,831円。焼却は1万722円。さらに、焼却残さい埋立は、普通ごみ1tに対して排出される残さい(灰)を埋め立てた場合。4ページの処理・処分の埋立欄に出ております4,870円がtあたりの埋立金額ですけれども、1tあたりの普通ごみに対する残さい(灰)の量は、19年度実績は20.3%で、4,870円に対する20.3%、989円で計算をいたしまして、普通ごみの収集・輸送、焼却・埋立の合計がtあたり3万7,542円となっております。

その下に焼却・処理原価(焼却・埋立)ということで記入しておりますけれども、処分手数料の計算です。先ほど申し上げました中間処理・処分の焼却の金額、tあたり1万722円と埋立処分の989円を合計いたしますと、1万1,711円になります。これにつきましては、現在と同じ形で計算した金額です。

参考に、平成18年度普通ごみ処理原価につきましても同じような計算方法でやっております。私どもとしては人件費の削減とか人員、機材等の削減を行ったことで経費は下がってきており、実際に18年度から19年度にかけて5.6%下がっておりますけれども、ごみの収集量も6.7%という形で下がっております。この計算をした場合、結果的に18年度計算では3万7,080円が3万7,542円ということで、処理原価としては逆に1.2%のアップになっている。人件費、物件費等も含めて下がっていますが、ごみの排出量そのものが下がっておりますので、結果的に処理原価としてはアップしているのが実情でございまして。

6ページ、他都市の事例ということで、政令指定都市のごみ処理原価の状況を示しております。この中で名古屋市、広島市、千葉市、横浜市、静岡市、さいたま市については、私どもが把握している限りでは、ごみのすべての種類を対象にしています。処理原価の計算については、本市は普通ごみということでやっておりますけれども、今申し上げました6市につきましては、すべてのごみの種類を対象にしていると聞いております。それと、それぞれの実績年度は、17年度実績であったり、18年度実績であったり、19年度実績であるということで、比較そのものに問題があるかどうかはわかりませんが、現段階で私どもで把握できる範囲で記入させていただきました。右側に、都市

名とごみ処理原価（処理処分原価、収集輸送原価）を示しております。

あくまでも年度の問題とかごみの種類の問題がありますけれども、平均2万716円の処理処分原価、それから2万1,765円の収集輸送原価を考えると、大阪市の収集輸送2万5,831円、処理処分1万1,711円は、他市の平均に比べて0.88となっております。

次に、7ページ、ごみ処理原価を反映した場合の手数料の試算。10kgあたりの手数料でございます。本市の処理手数料は、毎日収集は現行手数料が240円、定日収集は180円、処分手数料（焼却・埋立）は58円という金額になっております。5ページに戻りますが、処理手数料tあたり3万7,542円は、10kg計算では375円になるわけですが、7ページの真ん中、本市の直営収集は週2回の定日収集になっておりますので、現行の手数料180円から375円にということでの仮定の計算をいたしております。毎日収集は、180円から240円の比率で計算いたしまして500円という計算になります。処分手数料は、5ページの処分手数料tあたり1万1,711円を10kgで計算いたしますと117円で、現行の処分手数料58円が117円という計算となります。

ごみ袋（45L）1袋あたり手数料は、現在、3分の1換算で行っておりますので、その分についての計算をご説明させていただく資料としてあげております。毎日収集につきましては、10kgあたり240円で、45Lは3分の1換算で15kg、240円の1.5倍で現行手数料としては毎日収集は360円、定日収集分は270円になります。内訳といたしましては、処分金額を除いた金額が上がってきます。現行の10kg58円に対しまして、15kg87円。87円を除きますと、毎日収集は273円、定日収集は183円が、現行の45Lを3分の1換算15kgで計算した場合の金額になるということでございます。

原価を反映した手数料額は、上段の10kgの手数料に対しまして、15kg換算で毎日収集は750円、定日収集は562円、毎日収集手数料は575円、定日収集手数料は387円、別途処分の手数料は、117円に対する1.5倍で175円という計算になってまいります。今申し上げましたのが、3分の1換算をした場合、新たに原価を反映した手数料額を計算し直した分でございます。

これについては、3分の1が問題かどうかを検討する材料の一つとしてあげておまして、改めて5分の1重量換算をやった場合の計算もやり直しております。45Lの5分の1換算は9kgとなりますので、5分の1重量換算で計算した場合の原価を反映した手数料額は、毎日収集の処理手数料は450円、定日収集分については337円、収集手数料は毎日収集は345円、定日収集は232円、処分手数料は別途105円ということで計算い

たしております。5分の1換算にした場合、現行より125%のアップ率など、それぞれのアップ率について記入いたしております。

ごみ処理原価に基づいて応分の費用負担を求めるためには事業の効率化が不可欠であり、局長改革マニフェスト及び一般廃棄物処理基本計画の目標値等を織り込んだ予測原価を算出した上で、手数料額を設定する必要がある。手数料の計算につきましては、19年度決算見込ということで計算をいたしておりますけれども、今後、局長改革マニフェスト、一般処理基本計画の目標値等による原価の低下も当然考えられますので、そういったものをどういう形で、どの時点で計算をするかが考えられるのではないかと考えております。

8ページ、まずお断り申し上げておく必要があるかと思いますが、現行の処理手数料、処分手数料は、ともに4ページで説明させていただきました中間処理・処分の中ほどでございます破砕手数料を含んでおりません。それを含んだ場合の破砕処理原価と手数料の試算をお示しさせていただいております。これにつきましても、平成19年度決算見込額を前提に計算いたしております。

まず、表の説明をさせていただきますが、4ページの金額tあたり1万224円が破砕の処理原価になっております。破砕残さい焼却につきましても、焼却処分が4ページで1万722円と出ておりますけれども、先ほどの埋立と同じ考え方でありますが、19年度実績で破砕処理のうち可燃物の割合が0.866でございます。したがって、1万722円のうち0.866ということで、破砕後の焼却物は9,285円という計算をいたしております。焼却残さい埋立につきましても、焼却残さい20.3%ということで、4,870円に先ほどの0.866、さらに0.203をかけまして、埋立処分856円という計算をいたしております。この3つを合計いたしまして、破砕処理を含みました合計金額はtあたり2万365円という計算になってまいります。

下段に、破砕を含めた処分手数料の試算をあらわしております。現行の処分手数料58円は、破砕を含んでおりませんでした。これについて原価を反映した手数料にやり直した場合、現行と同じ焼却・埋立を考えてまいりますと、10kgあたり117円になります。ただし、今回、破砕について計算いたしますとtあたり2万365円ですので、10kgあたり203円という計算になってまいります。

次に、9ページをご覧いただきたいと思っております。これは手数料の負担割合ということで、政令指定都市の負担割合も含めてご説明させていただいている資料であります。ま

ず、処理・処分原価については、当然公表されている範囲で資料とさせていただいておりますので、100%確たるものかについては若干問題があるかと思っておりますけれども、一応参考にあげておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

先ほどのごみ処理のすべてを含んでいる6市については、広島市の資料がございませんので、広島市だけは除き、その他につきまして処分原価を示しております。大阪市は、19年度の仮定で1万1,711円の処分原価をあげさせていただきまして、その他の市は、6ページにあがっております棒グラフ、もしくは右側の表の処分原価を記入して計算いたしております。

10kgあたりの処分手数料が判明している分を記入しておりますけれども、千葉市の210円から本市の58円まで棒グラフにあらわしております。また、右側の表に、ごみ処分原価に対する処分手数料負担率を計算させていただいております。これを左側に折れ線グラフであらわしております、ご覧いただければ一目瞭然といえますか、結果的には処分原価に至っていないのが現状ではないかと考えております。100%を超えているところは、もちろんございません。本市に至りましては49.5%という数字になっております。

次に、10ページ、手数料改定とごみ量の状況。手数料の改定前と改定後のごみ量の増減、結果的には減ですけれども、それについて示している資料であります。大阪市1と2となっておりますのは、2回の搬入手数料の改定、29円から40.5円、40.5円から58円に改定いたしました時の状況をあげております。名古屋市、北九州市、広島市、札幌市、神戸市については、2桁以上のごみ量の減になっております。札幌市さんはちょっと違うかも知れませんが、それぞれの改定時に他の施策と一緒に実施されたことから、実際のごみ減量が2桁の数字になっているのではないかと考えられます。ただ、前回、竹内先生から、神戸市さんは分別が進んだことによる減ではないかというご意見もあつたということをお聞かせいただいております。

11ページ、ごみ減量効果と手数料の試算ということで、これも前回ご意見等をいただいております。これは「家庭系ごみの有料化にかかる研究からの試算」ということで、資料としてあげさせていただいております。指定袋の価格1%の上昇がごみの排出量を0.082%減少させるという結果が確井准教授の研究の中で出されている。これに基づきまして本市の場合10%の減量を見込んで計算すると、現在58円の料金から10%の減量を見込む場合、10kgあたり70.7円の改定が必要であるということで、現行の本市処分手数料

料からいきますと、10kgあたり 128円という計算になると思います。

ただ、これはあくまでも家庭系ごみの有料化に伴うものでございますので、そのまま当てはめるかどうかは若干問題があるかと思えますけれども、一応参考にあげさせていただいております。それから、19年度の処分手数料 117円につきまして逆算いたしますと、減量見込としては 8.3%ぐらいが見込めるのではないかという数字になっております。

右側には、環境省の「一般廃棄物有料化の手引き」の中で、Lあたり 1円～2円程度の料金水準で10%強の排出抑制効果が見込めるということも出されております。本市の比重3分の1、15kgで計算いたしますと、10kgは30Lとなりまして、Lあたり 1円となつてきますと30円の改定ということで、現在の58円に対しまして88円。それから、5分の1の比重の計算でいきますと、10kgあたり50L、50円ということで、108円という計算になってまいります。

以上、ご説明をさせていただきました。何とぞよろしくお願ひいたします。

#### ○村田部会長

11項目ほどあって、一括で説明していただきましたので、わかりづらい点があったかと思いますが、質問をお願いしたいと思います。

最初のごみ処理手数料の法的根拠、その次の原価の構成要素、順番にやっていきたいと思えますけれども、私の専門の関係でちょっと申しますと、地方自治法の227条というのは、「地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき」と書いてあるんですね。基本的によく考えられるのは、住民票の手数料、それから公民館とか市民ホール、あるいはプールや美術館の入園料ですね。これは市民全部に負担させるのではなくて、利用したい、あるいは住民票がほしい、印鑑証明がほしいという特定の者に対して手数料を取ってもいい。ただし、それは条例で定めなさいよという規定ですけれども、廃棄物の収集というのは、特定の者ではなくて市民全体ですけど、収集手数料をこの中に含めるというのは、どういうご見解を事務局は持っておられるのでしょうか。「特定の者に対する」ということを「市民全体に対して」と読み替えるのは、どういう根拠なのか。何か根拠がありましたら。

#### ○松本課長

前回は具体的に表現した資料はなかったのですが、平成11年の地方分権一括法の成立で削除された廃棄物処理法の中に、「手数料の枠は、一般廃棄物の特性、その収

集、運搬または処分に要する費用等を勘案して定めなければならない」という原価主義の原則が明記されていたわけです。これが結果的になくなりましたので、これに関連するものという理解になってくるのではないかと私どもとしては考えた上で、前回、227条がかかわってくるのではないかとという表現でご説明をさせていただきましたので、改めてここで根拠法令としてあらわしております。絶対的に確たる何かがあってということではないとは思いますが、

#### ○村田部会長

希望する市民ということを利用したいということですね。住民票とか印鑑証明とか。ただ、清掃法の時代に規定がありまして、これは今の廃掃法とちょっと違うのですけれども、裁判になった事例があるんですよ。先ほどの「特定の者に対する」というのではないのですけれども、市としては行政事務として全般的にやらなければいけない。特定の者ではなく、市民もそういったものを利用するのに手数料を踏まえてできるんだという下級審の裁判例があるので、必ずしもこれが当たっていないということではないと思います。それはそれでいいのではないかと。ちょっと揚げ足取りの質問ですけど、それを理解していただかないと、ということですよ。

その次に、排出者責任。「自らの責任において適正に処理しなければならない」。事業活動に伴って生じた廃棄物というのは、産業廃棄物のみならず、事業系の一般廃棄物も踏まえた規定だという理解でいいですね。

#### ○松本課長

はい。

#### ○村田部会長

ですから、産廃だと言いつつ、言い逃れ、そういうことはないだろうということです。

その次の循環資源というのも、いわゆる循環基本法に定義がありまして、「廃棄物等」と書いていますから、廃棄物は当然入る。その廃棄物の中には産廃も入るし一廃も入る。これは引用されていて、事業者の責務としていいだろうと思います。

ちょっとわからない点があったのですけれども、局長マニフェストで何かあげられているんですね。その中に「効率的」ということが引用されていますけど、マニフェストでは具体的にどういうことが言われているのでしょうか。それをちょっと教えていただけないか。

## ○松本課長

私どもの直接の業務にかかわる部分といたしましては、収集輸送にかかわる問題として、家庭系ごみのごみ収集回数の改定とかごみの積み込み量の改定といったものを5年間で随時実施していく中で、要員や経費の削減を図っていく。それを18年度からの5年計画で実施してまいります。先ほど、とりあえず19年度の試算をご説明申し上げましたが、今後2年ほど、局長マニフェストにかかわる要員の見直し等、経費の削減がもちろん入ってまいりますので、まだ手数料は減る可能性もあると考えております。

## ○深津課長

補足で説明させていただきますと、私どもの事業を構成する要素は、人件費部門、人の要素が多ございますので、マニフェストでは、約30%、1,000人程度の見直しを目標に掲げております。これは収集輸送と処理処分を合わせてですが、22年までに見直しをしてコスト削減に努めていくことを具体的に定めております。今ご審議いただいております手数料改定の際には、当然そういったコストダウンの努力をした上で、原価に基づいて料金改定をすることになると思っておりますので、松本課長から申し上げましたように、22年度にどこまでコストダウンできているかということを前提に具体的な料金設定を考えていきたいということでございます。

## ○村田部会長

竹内先生、いかがでしょうか。

## ○竹内委員

詳しい資料を出していただいて、非常にわかりやすかったと思います。

2つあるんですけども、1つは、こういうことを考える際に処分手数料の水準が適切なものかどうか話題になると思うんですね。今回、原価として人件費から物件費からいろいろとかかっているということであげられていて、この中身自体はさほどおかしなものではないだろうとお見受けしました。また、ほかの諸都市と比べても、それほど大阪市が際立って高いわけではないということで、この処理原価を手数料として課すことには問題はないのかなと考えた次第です。

ちょっと質問ですけども、ほかの都市と比べると、処理処分原価が割合としてとても小さい。これは6ページの棒グラフを見て思ったことですけども、それがどうしてなのか。例えば後のほうで出てきた説明の中で、破碎の原価がこの中には入っていない

ということでしたので、それを反映しているのかなと思いました。また、原価主義で行くのであれば、やはり破碎原価も当然手数料の中に入れていくのが筋としては通っているのだらうと思います。これが1点目でございます。

もう1点は、こういった手数料のアップをした場合に関心が高まるのは、これでどれぐらいごみを減らすことができるのだらうかという点でございます。最後のほうに参考資料ということで、大体10kgあたり 117円になった場合は 8.3%ぐらい減量するのではないかという見込を出されていますけれども、これで行きますと、例えば平成19年度の事業系ごみの処理実績量が93.6万 tですので、8.3%減ると85.8万 tになって、これは平成22年度の計画目標量である89.8万 tをもっと下回る。随分と早く減量目標を達成することになるわけです。

私が聞いていて思いましたのは、その計算の仕方の問題ですけれども、10kgあたり58円だったものが 117円になるという計算が、随分と高い見積もりになっているのではないかという気がしました。すでに7ページ目でも指摘されていることですが、現行手数料の水準が10kg当たり58円で果たして排出事業者さんに認識されているのかどうか。例えば下段にありますように、45L 1袋当たりの手数料を87円と排出事業者さんが認識されていたとすれば、手数料アップの割合が今回の試算でいくと 202%ではなくて 121%にとどまるので、8.3%減ほどの減少幅は見込めないのではないかと思います。このあたり、実際手数料を徴収する際にどういうふうに徴収しているのだらうということもあわせて、認識としてはどちらのほうが適切なのかを教えてくださいと思います。

## ○深津課長

1点目の処理処分原価が他都市と比べて安いということでございます。私どもも常になぜ低いのかということを議論しておりますが、大阪市の場合、フェニックスということで処分しておりまして、フェニックスの処分料が非常に安いということでございます。例えば同じ近畿圏で、京都は処分料金が非常に高いですけれども、あちらは内陸部に自前の処分地を持っておられて、それを運営されている。それが非常にコストがかかっていると聞いております。そういうことで、処分ということで言いますと、フェニックスの利用分でかなり料金が安くついているのかなと。

もう1点は、私どもの処理工場の関係で、焼却工場は今現在10工場ございますけれども、いずれも古い時期に建ったものが多くて、一般に言われております25年以上の更新

時期を超えている工場が、10工場のうち4工場ございまして、処理にかかる費用の中で一番大きな構成を占めますのは減価償却でございまして、古い工場が多いために、この減価償却費が意外と安くついている。そういったことをあわせまして、収集輸送と比べますと処理処分原価が安くついていると認識しております。

それから、ごみの関係で8.3%で計算してしまいますと、今の基本計画より早くごみ減量が達成することになるのではないかとということでございまして。これにつきましては、例えばごみ処理手数料を改定する場合に、いつの時期にそれをするかということが大きな問題でございまして。確かに19年度すぐ、この形で、しかもこの単価でやればそういうことになりますけれども、私どもとしましては、もっとコストを落とした上での原価にする必要があるし、実際の改定時期についてもまだまだ慎重に検討しなければならないと考えております。ごみが早く減ることはいいことですが、そのへんについてはまだわからないというところでございます。

それから、排出事業者がどちらのほうでイメージを持っておられるのか。58円というレベルで負を思っておられるのか、それとも1袋87円と思っているのか、そのへん、私どももわかりかねますので、何かわかりましたら、またご説明させていただきます。

#### ○藤田委員

私が前回指摘した件につきましては、また全体審議会で検討されるということですので、関連したこともその時にお話をさせていただこうかなと思っております。その点は別にしまして、コストの件ですが、7ページに局長マニフェストの部分があって、原価でずっと押していくと、これは計算ですから当然出てくるのですが、事業の効率化がかかわってくると思うんですね。

特に事業の効率化の内容的なものにかかわると思いますけど、一つは収集を効率化したい。これは松本さんも言われているわけですね。ところが、現実の問題としては、例えば平成18年と19年を見ても、必ずしも効率化されていないのではないかとこの見方ができるわけです。と言うのは、微妙ですけど値段が上がってきている。トータルでは1.2%ですけど、実際には収集輸送についても決して下がったわけではない。そのへんの努力を内部的にどうされるのかというのが、1点ひっかかってくると思います。そうしないと、この審議会、部会等でいろいろと計算をして、例えばこういう値が出てきたとしたら、もちろん審議会としてはそれで答申はせざるを得ないし、またすると思えますけれども、それに対して結果として条例で審議される時に、効率化というところがや

や曖昧なままで来ると、ある種、政策の価格になってしまう。そのへんのギャップが出てくるのではないかという気がするんです。

これはお答えを求める問題ではないのかもわかりませんが、あえて言うなら、松本さんのほうの計画で、事業の効率化、特に収集の効率化をどういうふうに取り計らっていかうとされるのか。そこのところをお聞かせ願うほうが外向きにも大事なのではないかと思います。

#### ○松本課長

先ほど申し上げましたことと重複するかと思いますけれども、私どもの事業の効率化で現実に市民の方から見てすぐにおわかりいただける部分は、作業回数。家庭から排出されるごみの回収は、過去、1日5回作業、車1台に積み込む回数が5回であったのを、6回にしております。そのことによりまして要員の減、それから機材の減に取り組みました。もう1つは、パッカー車の積載量を1割強上げております。今後もまた上げる予定をしております。ごみの量が基本的に変わらなければ、回数増とか積載量のアップで要員と機材の減につながる。それは、もちろんその他物件費等にもつながっていくわけでありまして、そういった形で事業改善をやってきておりますし、効率化を図っております。また、今後もそういったことは検討いたしております。

ただ、5ページで説明させていただきました18年度に比べて1.2%アップというのは、あくまでも計算上の問題として出てまいった数字であります。実際には今申し上げたように要員削減、機材等物件費の削減に取り組んでおりまして、その分については全体に対して5.6%の減にはなっておりますけれども、それに比べまして結果的にごみの減量が進んだために、逆転現象的な状況になった。ごみの量が一定であれば、当然人件費、物件費が減りますので、本来でしたら減っていくのは当たり前の話ですが、それを超える形で19年度はごみの減量になりましたので、たまたまの計算上でありますけれども、こういったことです。将来的にもそういったことがまったくあり得ないかと言うと、私ものはっきり申し上げることはできません。そういったことは考えられると思いますし、そういったこととは別に、より効率化に取り組んでいくべきものと考えております。

#### ○田村委員

まずは質問ですけど、先ほど竹内先生もおっしゃっていましたが、10kgあたりの手数料とごみ袋1袋あたりの手数料というのは、どういうシーンでこの計算になるのでしょ

うか。パッカーに積まれて焼却処分場に下ろす時は、完全に重量でtを計算するわけですよ。袋の数を計算するようなシーンは、どこで生まれるのでしょうか。

#### ○松本課長

袋の数を計算するということではなくて、あくまでも換算ということで、45Lの袋で15kgに換算して、手数料という形でやっております。焼却工場に入った時に計量しますのは、先生ご指摘のとおり重量で出てきます。そのことと現在換算をいたしております45L=15kgということとは、直接つながることではないです。

#### ○田村委員

ということは、この45Lあたりの手数料というのは、だれに対する目安で示されている数字ですか。

#### ○松本課長

私どもの処分手数料は10kgあたり58円ですので、乖離しているという問題も十分認識しておりますけれども、基本的に今の換算の仕方では15kgに換算した場合に、58円に対していくらになるかという計算。58円が117円になった時に、どういう計算になるか。10kgに対して58円ですので、15kgにしますと87円になり、58円が117円になった時に、87円がいくらになるか。今のところ私どもが取り入れております3分の1換算の計算の仕方になろうかと思えます。

#### ○田村委員

これは、要するに収集事業者さんが、「自分ところで集めるごみ袋は、1袋あたりいくらだよ」と排出事業者さんに説明する時の資料ということですか。

#### ○松本課長

そうです。

#### ○田村委員

わかりました。

もう一つ質問ですけど、現在、焼却工場が10工場体制と伺ったのですが、廃棄物が減量した暁には、この10工場体制を将来的に減らす可能性は大いにあるものですか。

#### ○深津課長

非常に厳しいご質問ですが、確かに私ども、今、ごみ減量を急いでおりますのは、コスト全体を下げていかないといかんという大阪市全体の財政状況の問題もございます。ごみ量を減らして工場の数を減らすというのが、今の大きな流れでございます。実際、

今年10月からですが、今まで南港工場というのが10工場の中にございましたが、それを閉鎖するという事で進めております。これからもごみがどんどん減量していけば、それに見合った焼却量ということで、工場が必要なくなれば、どんどん工場も閉じていくことになるかと思っております。

#### ○田村委員

というのも、実はごみ処分手数料が117円かかっていますという説明のこの117という数字の中には、収集運搬は入っていないですね。なので、収集コストで人件費をいくら削減しても、ごみ処理コストの削減にははね返ってこない。「ごみ処理コストをここまで下げました。皆さんもよろしく」みたいに説明する時には、この収集運搬にぶら下げてもインパクトが弱いと思ったので、工場を閉鎖するとかで示したほうがわかりやすいだろうなと思ったわけです。

#### ○深津課長

その点につきましては、私、マニフェストの関連で説明がちょっと不足しておりましたが、30% 1,000人の見直しと申し上げましたけれども、1,000人のうち800人が収集輸送にかかるものと見込んでおります。残り200人につきましては、焼却工場の要員の見直しということでマニフェストに掲げております。しかも、工場を1つ減らすことでもって200人の見直しを図っていくという内容になってございますので、田村委員がおっしゃいました工場のコスト削減もマニフェストの中に織り込み済になっております。それを含めて、今現在、単価をお示ししているということでございますので、ご心配の点は私どもも考えております。

#### ○村田部会長

ちょっと質問ですけれども、4ページ、5ページ、収集輸送の人件費が111億ありまして、直接原価のところは19年度は少し増えていますけれども、最終的には普通ごみの収集・輸送、焼却・埋立の合計が1.2%アップですね。そうすると、やはり人件費の占めるウェイトというのはかなり高い。ところが、焼却工場を閉鎖して人間が余るのはわかるのですが、収集運搬のほうは、ごみが減っても職員の方がひまであろうと忙しかろうと、一定の給料は負担しなければいけない。その結果かどうかわかりませんが、直接経費が19年度は少しアップしている感じ。

ごみの量、あるいは工場の数、そのほか効率性ということで1,000人減らすということですけど、これは主として工場閉鎖による人員減なのか、収集輸送部門の減なのか。

あるいは、人件費というのは、そもそもごみ量と弾力的に整合するのかどうか。今年のごみが減りましたよ、人件費は少なくて済みましたよと、そういうわけにはいかない部分があります。すなわち、義務的な経費みたいな感じですから、そのへんはどういうふうに考えたらいいでしょうかね。

労働の生産性からしますと、この表にはそういった要因が一切ないので、審議して最終的な結論を出す時、「人件費は大体こんなものですよ」という何か理屈づけが必要ではないかと思えますけど、そのへんはいかがでしょうか。

#### ○松本課長

細かい数字はあげておりませんが、またそういった資料等が整いましたらお示しさせていただきたいと思えます。人件費の件につきましては、ご指摘のとおり、ごみの量が減れば、機材、人員等は減らすような計算にはなっております。従事する人の給料が変わるわけではありませんので、ごみの量が減れば、結果的に人なり機材なり、ほかに転換したり減になったりということによってやっております。

それから、工場との関係は、先ほども申し上げましたように 200人、私どものほうについては、その他諸々も若干含みますけれども 800人の減を見込んでおります。私どもの試算では人件費は大きく減ってきておりますが、それに見合わない形で、結果的にはいいことではありますけれども、ごみの減量が進んでいる。家庭系のごみが非常に大きなウェイトになってまいりますので、その分の減量が大きく進んだことによりまして、人件費の減を上回ってごみの量が減ったということになってまいります。

#### ○藤田委員

簡単な質問ですが、破碎処理というのがありますね。例えば事業系の廃棄物での破碎というのは、対象物としてはどんなものになるんですか。

#### ○松本課長

要するに焼却処分の不可能なもの。金属性のものとか。

#### ○藤田委員

例えば8ページを見ますと、破碎と書いてますよね。その 0.866が可燃性であると説明をされたと思うんです。ということは、燃えるもの。私は、大きな机とか、破碎すると燃えるものなのかなと思ったんですね。そうなってくると、これは私の理解が間違っているのかもしれないけれども、例えば事業系から出てくる大型のごみは、ほとんど産廃のほうに回っているのではないかというイメージを持っていたんです。だから、この

部分がどうして事業系の一般廃棄物の中に説明されているのかがちょっと理解し難かったです。一部、一般廃棄物は家庭系も入っているので、そういう計算でいけばそれでいいのかもわかりませんが、破碎のところだけ理解し難かったので、そこを説明していただければと思います。

#### ○松本課長

実際には家庭系ごみ等も含んでいます。それと、金属とか燃えないものと燃えるものの混合ですね。こういったものを破碎することによって分別して、燃える分については焼却工場へ入る。燃えない分については、他の処理に回る。そういうものの比率が86.6ということで、結果的にはほとんど燃えるものでありながら、処分をする段階での形でいけば破碎処理に回るというものかなと考えられます。

#### ○藤田委員

例えば事業者が大型ごみを出すって、あり得ないでしょう？ 微妙なところはありますけどね。まさに一人で事業もやっているし家も営んでおられる場合、非常に難しいところですけども、そういうのはあまり考えなくて、むしろ本当の意味での事業者。そういう方がこういうものを出すのかなというのは、ちょっとわからなかったのです。

#### ○山本一般廃棄物規制担当課長

今のご指摘でございますけれども、受け入れ基準ということで、例えば最大辺が1mを超えてしまうと焼却工場は直接受けないというような基準がございます。その場合は破碎施設。破碎施設であれば、大体2m×2mぐらいは受け入れる。そこでつぶしてからという形になります。

事業系から出るものについては産廃ではないかということですが、確におっしゃるとおりだと思いますけど、例えば木屑でしたら、業種限定ということで、木材とかそういうものを扱っている業種から出たものは産廃ですけど、そうでなければということがあります。例えば机とかそういうものが出た場合については、そこで処理することには問題ございません。ですから、大きすぎるもの、焼却工場がすぐに受け入れられないものについては、まずは破碎処理してからという形のものが含まれているとご理解いただけたらと思います。

#### ○村田部会長

10ページに改定率が出ていますけれども、先ほど事務局に説明していただいたように、ほかの措置、+αのところはかなりある。札幌市さんは違うということですけど

も、そのほか全部、2%、4.8%、2.8%。そうすると、こういった答申を出す時に、ほかの施策もあわせてやりなさいよということを行わなければならないのか、あるいは手数料の改定だけで何とか目標を達成できるというふうに表現しなければならないのか、そのへんはどうでしょうか。それぞれの個別事情があつて、一概には「こうしたらこう」ということはないのかもしれませんが。

#### ○深津課長

私どもの考え方でございますけれども、この表からもそうでございますし、委員ご指摘のように、手数料の値上げだけによってごみが大きく落ちるということはないのかなと。ですから、例えばこの部会の報告を上げていただく際に、手数料はこういう形で考えました、ただ実際にごみ減量効果を出すに当たっては、ほかの施策とのセットでないといけないですよというふうなことを意見として付けていただくのはけっこうだと思いますし、そうしていただければ、私どももそうした面での検討が進むのかなあと考えております。

#### ○田村委員

質問ですが、排出事業者さんは、例えばごみ減量に努力したりリサイクルに回したりすると、自分ところの出費の増が抑えられるよという説明は納得しやすいと思うんですけど、収集運搬事業者さんとか、今、直営でなくやっている事業者さんは、減多やたらにごみが減ることについての配慮は特に必要ないですか。

#### ○山本課長

非常に厳しいご質問ですけれども、単純に申し上げますと、扱うごみ量が減れば、それを扱っておられる業者さんには影響してくるかなと思います。ただ、現時点で日本全体の流れを見ていく中で、第1回目に部会長からもご指摘があつたかと思っておりますけれども、だからといって「どんだんごみを増やさない」というようなことはできない。そのへんにつきましては、今後、ごみの収集以外に、例えばリサイクル業への移管とかも含めまして取り組みをしていかないと、うちの局から「ごみは減らさなくてもいいんだ」と言うわけにはいかないので、そのへんはご理解いただきたいと思っております。

#### ○田村委員

ごみを減らさなくてもいいと言うつもりはさらさらないですけれども、ごみとして運んでいるものを、ごみではなくてリサイクルの原料として別のところに運ぶとかいうことも一緒に考えていかないと、全体の同意が得られにくいので、やはりリサイクルルー

トの確立とか、そのあたりのシステムの構築みたいなものも考えていかないといけないだろうなと思っているということです。ごみは減らさなくてはならないと私も思っています。

#### ○村田部会長

いかがでしょうか。リサイクルの関係はこの中に表現されていないようですけど。

#### ○藤田委員

次、本審議会でされるということですから、それでけっこうだと思います。もっとたくさんの方の知恵を借りて。

もう1点だけ、これも重要なところだと思いますけど、袋の容量と重量ですね。20年3月の実態調査をぱらぱらと見ていたんですけど、これは説明がなかったの。ある程度比率的なものがたぶん出てくるのではないですか。

#### ○深津課長

ご説明させていただきます。お手元にお配りしております「参考資料」ということで、前回、田村委員からご要望がございました事業系ごみ排出実態調査の結果の概要をご報告するというございます。細かい部分は別添の縦の資料にございますけれども、その中から特にピックアップしまして、横書きのこの資料でご説明させていただきたいと思ひます。

参考資料の1ページをご覧いただきたいと思ひます。この調査は、平成19年9月～10月に、特定建築物を除く、本市が直営で有料収集している事業所及び許可業者の皆さんが収集しておられる事業所を対象にサンプル調査をしております。

サンプル調査につきましては、346の事業所から約12tのごみを抽出したのですが、統計上の処理の関係で分類作業から除外したものを除きまして、最終的には312事業所、約10tのごみについて分類調査をしたということございます。

調査結果は、次のページに4点お示ししております。

まず、表1は、1袋あたりの見かけの比重を測定しておりまして、それぞれ業種別に書いております。トータルは、前回もお示ししましたように0.11になっておりますけど、例えば飲食店ですと、中に入っているものの重量があるということで0.17と高く出ておりますし、卸・小売業につきましては0.07ということで、おそらく重量物は少ないのかなと。サービス業なんかは0.11で平均的。大阪市トータルで、今回の調査では0.11の見かけ比重という結果が出ております。

表2でございますが、ごみの組成は、業種全体では重量比、容積比とも紙類が多くなっております。重量比の詳細を見ますと、例えば飲食店ですと厨芥類が半分を占めるとか、いろいろ特徴が出ております。トータルで見てもやはり紙類が一番多くて、その次が厨芥というようなイメージの表になっております。紙類が特によく出ておりますのは、事業所が60.9%、電気・ガス、それから金融・不動産業などの業態でもかなりの率で紙類のごみが出ております。厨芥類につきましては、飲食店が50.3%で圧倒的に多い。あと、ホテル・旅館も厨芥類が出てくるのかと考えておりましたが、それなりの率ということで、特に目立った状況ではなかったと考えております。

3ページの表3ですが、一方で平成18年8月に、私ども、家庭系ごみの組成分析調査もしております、それとの比較を示していただいております。家庭系、事業系を通しまして、紙類が重量比、容積比ともに多いという形でございます。それから、厨芥類も両方とも多いということでございますね。一応、家庭系と事業系を比較しまして、こういう形で出ております。

表4につきましては、資源化可能物ということで排出割合を示しております。全体で見ますと、合計欄でございますが、資源化可能物の排出割合は28.4%でございます。ただ、例えば堆肥化が可能な厨芥類といったものは除いております。厨芥類はリサイクルが難しい面もございますので、そういったものは除いて、古紙、プラスチック、古布等々で28.4%が資源化可能物として把握されているということでございます。古紙類は、事業所、卸・小売業、金融などで新聞とかダンボールとかパンフレットといったものがたくさん出ているということでございます。

細かいことは縦書きのほうを見ていただきまして、15ページ、16ページでは京都市との比較もしておりますので、参考にいただければと思います。以上でございます。

#### ○村田部会長

参考資料について説明いただきましたけれども、これについていかがでしょうか。

#### ○藤田委員

これを見たら、やっぱり3分の1は厳しいなということですね。このへんはデータとしてきちっと持つておられるから、料金等を考える時にも反映させないといけない。ただ、業種別にやるのはちょっと厳しいだろうなという感想です。

#### ○村田部会長

そのほか、ございませんでしょうか。

### ○藤田委員

表1の1袋あたりの容積というのがおもしろいなと思ったんです。これは平均だろうと思いますけれども、普通45Lを袋として考えますよね。だけど、現実の問題として、本当にそこまでいっているのかというのが出てくると思うんですね。そうすると、袋を考えるに当たっても、このデータは生きてくるのではないかという気はします。これは皆さん方が議論されての話だと思います。あまり細かくすると、大阪市は「ギブアップです」と言われるかもしれない。しかし、あんまり大きいと、例えば雑居ビルで19Lであれば文句が出てくるかもしれない。そういう点もデータとしては非常に面白いものが見えてくると感じました。

### ○村田部会長

そのほか、ございませんでしょうか。もしなければ、事務局からスケジュールなり今後の計画なりを言っていたらと思います。

### ○深津課長

本日は、大変貴重なご意見、ありがとうございます。

今後の日程でございますけれども、次は第3回になりますが、今現在、議会等の日程も非常に流動的な面がございます、いつこの部会が開けるか未定の状態でございます。次回の第3回につきましては、また日程が見えてくれば、個別に日程調整して開催させていただきたいと思っております。

### ○村田部会長

それまでに個別意見なり質問なりは事務局のほうへ連絡をいただくということにしましょうかね。では、次回は未定ということで。

### ○清原課長代理

本日、委員の皆様方には、長時間にわたり議論にご参加いただきまして、ありがとうございました。第3回部会は、開催日時、場所等の詳細を後日事務局で調整した上で、委員の皆様にご連絡させていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

閉 会 午後3時49分